

木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

会 議 名	令和3年度第1回 木津川市行財政改革推進委員会		
日 時	令和3年8月2日（月） 午後2時～午後4時	場 所	木津川市役所本庁舎5階 全員協議会室（公開）
出 席 者	委 員	■澤井委員（会長） ■新川委員（副会長） （出席：■） ■福本委員 □川西委員 ■山岡委員 ■山口委員 （欠席：□） ■津田委員 ■中川委員 ■小谷委員	
	その他出席者	（傍聴者）0名	
	席 務	（事務局：総務部財政課行財政改革推進室） 辻総務部長、城田室長、宮本主任	
議 題	1. 開 会 2. 議 事 （1）第3次木津川市行財政改革行動計画の進捗状況について（報告） （2）令和3年度外部評価について（審議） 3. そ の 他 （1）令和3年度第2回・第3回委員会の開催日程について （2）委員会での公印（会長印）の取扱い等について 4. 閉 会		
会議結果要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次木津川市行財政改革行動計画の進捗状況について報告を受けた。 ・令和3年度外部評価実施要領等について説明を受け、各項目に係る論点・課題の整理、追加資料の確認を行った。 ・第2回・第3回委員会の開催日程等について、次のとおり決定した。 第2回委員会（第1回外部評価）：令和3年10月21日（木）午後2時から 第3回委員会（第2回外部評価）：令和3年11月16日（火）午後2時から 		
会議経過要旨	1. 開会 ◎津田委員を、本日の会議記録署名委員に指名した。		
◎：議事・進行 ○：質問・意見 （・・：同一委員の発言） ⇒：説明・回答	2. 議 事 （1）第3次木津川市行財政改革行動計画の進捗状況について（報告） 資料 資料1－1 第3次木津川市行財政改革行動計画進捗状況（令和2年度末） 資料1－2 第3次木津川市行財政改革行動計画項目一覧（令和2年度末） 参考資料1 第3次木津川市行財政改革行動計画 評価手順 ◎事務局から、第3次木津川市行財政改革行動計画進捗状況について報告を受けた。		

意見・質疑応答など

※意見等なし

(2) 令和3年度外部評価について（審議）

- ◎事務局から令和3年度外部評価に係る前年度からの変更点及び実施要領について説明を受け、対象項目に関する論点・課題の整理と追加資料の確認を行った。
- ◎また、本委員会での整理した内容以外で外部評価対象項目に関する追加の論点等があれば、概ね2週間後を目途として事務局まで連絡することとした。
- ◎これらを後日事務局がとりまとめた上で、結果等を各委員へ情報共有しながら外部評価に向けた準備を進めることとした。

資料

資料2 令和3年度外部評価の実施について

第1回外部評価調査票① N o . 1 5 「会計年度任用職員の導入」

第1回外部評価調査票② N o . 2 1 「電子申請・届出システムの推進」

第2回外部評価調査票① N o . 6 5 「外郭団体の見直し（公園都市緑化協会）」

第2回外部評価調査票② N o . 7 3 「放課後児童クラブの運営方法の検討」

当日配布資料 令和3年度第2・3回外部評価（担当課ヒアリング）
（津田委員作成）

N o . 1 5 「会計年度任用職員の導入」（人事秘書課）

評価項目に対する課題・論点整理・追加資料に係る意見・質疑応答

- 木津川市では会計年度任用職員を登録制度としているが、その理由は。通常はホームページやハローワーク等で募集を行い、雇用期間等の条件等を確認した上で採用するのが一般的ではと思うが、登録制度ではいつ採用されるのか、実際に採用されるのかが不明である。
- ・木津川市では多くの会計年度任用職員を採用しているが、年度中の採用予定人数等について、なぜ年度当初に職種や人数が公表されていないのか。現在、欠員となり定数を満たしていない職種はあるか確認したい。
- ・国の任用制度では競争試験等を用いる採用も可であると規定されているが、面接・経歴等以外での競争試験によって任用している職種はあるか確認したい。
- ・パートタイム勤務の会計年度任用職員は兼業・副業が可能であり、一般職と異なる運用となっている。公務員は災害等の動員対応が規定されているが、会計年度任用職員は災害等の動員対象となっているのか。
- ・給与水準について、一般常勤職員の給料表との関係・考え方や、人事評

価における違いについて確認したい。

- ・放課後児童クラブの会計年度任用職員は授業終了後の児童の見守り等が主な仕事であるが、月額給の会計年度任用職員は、シフトによる不規則な勤務時間になるため、臨時職員当時の給与を下回り、制度運用後に月額給を時間給に変更されているケースがあると聞いているが、木津川市の実態を確認したい。
 - ・放課後児童クラブの職種として、国のガイドラインでは支援員・補助員の2職種に分類されているが、木津川市では主任指導員・指導員・指導補助員に分類し業務を分担している。このような形態をとっている理由は。
- 2016年に実施された総務省調査では、正規公務員の平均年収が645万円に対し、非正規職員1日8時間、月20日、12か月の勤務を条件とした特別職の非常勤職員の平均年収が207万円、一般職の非常勤職員の平均年収が176万円、臨時職員の平均年収が162万円となっており、正規公務員の25.1%、約1/4の給与水準であった。会計年度任用職員制度の主旨はこうした格差を解消し、働き方改革による同一労働、同一賃金を目的としており、令和2年度の運用開始から1年以上が経過し、木津川市における賃金格差が縮小されたのか確認したいので、会計年度任用職員の給与水準と常勤職員の給料表を資料として提出願いたい。
- ・再度の任用にあたっての人事評価の活用はどうか。会計年度任用職員人事評価実施要綱では、モチベーションや思考力・判断力といった定性評価のみで判断しているようであるが、目標・指標といった定量評価の取扱いなど、評価のより具体的な内容、今後の方向性について確認したい。
- ⇒給与水準の関係では、会計年度任用職員に係る基本的な内容については資料として添付していますが、正職員との比較資料はないため、正職員と会計年度任用職員の職種における比較ができるような資料としてどのようなものが提供できるのか担当課と調整します。
- また、人事評価について、正職員であれば業績に対する具体的な目標を設定し、その達成度を評価するなど会計年度任用職員とは異なる部分もありますので、双方の比較ができるよう正職員の人事評価実施に関する資料の提供について、担当課に確認します。
- 人事評価結果が良好であれば次年度の昇給につながるのか、給与以外の面で反映されるのか不明であり、人事評価結果の反映について分かる資料の提出もしくは説明をお願いしたい。
- ・また、令和3年4月1日現在の会計年度任用職員数は示して頂いているが、過年度からの推移を確認したいため、過去数年における職種別の人数の内訳が分かる資料を提出いただきたい。
- ⇒会計年度任用職員は一会計年度（4月1日～翌3月31日）の範囲内において任用することが原則となりますが、当該職員を引き続き次年度に任用することが適当かどうかを判断することを第1の目的とし、その上

で年数経過によるなど給与表に基づく昇給につながる制度設計になっていると考えています。

また職員数について、会計年度任用職員制度の導入は令和2年4月1日からであり、それ以前は嘱託職員と臨時職員という取り扱いとなっていますので、概ね過去5年間を目途に嘱託・臨時職員数の推移と会計年度移行後の推移について資料を整理します。

○会計年度任用職員の担当課はどこか。

⇒人事秘書課が総括していますが、教育委員会は、教育部局で行っていません。

○会計年度任用職員とは、臨時的任用職員の労働条件改善のための制度であるが、実態として制度移行に伴い給与が減額となった例もある。木津川市においても同様の事例の有無について確認することが行政評価において必要である。具体的な労働条件の改善・変化が分かるような資料を提供願いたい。

⇒当該項目を選定する際にも委員からご指摘のあったとおり、同一労働同一賃金の中で処遇改善が図られるはずですが、財政負担を考慮し、雇止めや労働条件の変更等、ルールを逸脱しない範囲で行っている事例があることは承知していますが、本市では法の趣旨に則った制度設計を行ったものと考えています。説明できる資料を用意します。

○会計年度任用職員制度は1年ごとの採用を厳格化しているが、条件によっては2年以上採用される方もいると思われる。制度上、基本給の昇給はないが、次年度において昇給された方がいるのか、あるいは基本給が下がった方がいるのか。自治体によっては労働時間をフルタイムからパートタイムに移行させたことをよく聞くが、本市において同様の事案があるのか教えてほしい。

・会計年度任用職員内訳において、フルタイム勤務が主任保育士7名、主任幼稚園教諭5名の計12名で全会計年度任用職員の1.7%の割合であり、ほとんどがパートタイム勤務となっている。フルタイム勤務の職員が年々減少しているが、令和2年度から令和3年度においてフルタイムからパートタイムに移行している人数はどの程度いるのか。

⇒先ほど提供依頼のあった過去からの推移が分かる資料と合せる形で、フルタイム・パートタイムの内訳がわかるよう資料を整理します。

№.21「電子申請・届出システムの推進」(学研企画課)

評価項目に対する課題・論点整理・追加資料に係る意見・質疑応答

○電子申請・届出可能な事務について件数を報告いただいているが、電子申請以外の件数がどれだけあるのか、利用割合を確認したい。

・京都府電子入札システムを利用しているが、入札参加有資格者の申請は市ホームページ上からダウンロードして窓口まで提出する形となっている。京都府電子入札システムを利用すれば電子での届出が可能であるため、早急に申請方法を切り替えてはどうか。

- ・市町村共同電子申請システムは、平成20年から運用開始されているが、児童手当関係のみの利用となっており、利用が進まない理由は何か。
 - ・ICT環境の急激な加速化に伴う行政ニーズの変化に行政運営が追いついていない状況である。様々な観点から検討されているが、早急に実施しなければ環境が変化してしまうため、広聴システムやパブリックコメント、寄附など対応できるものは電子申請に切り替えていくべき。
 - ・パソコン・スマートフォン等からオンラインで申請可能な手続きを1か所にまとめた総合窓口サイト（郵送対応を含め、来庁せずに申請ができる窓口）をホームページ上に開設すれば利用推進につながる。
 - ・電子申請・届出システムを進めていく上で、市の全体像・将来像など、いつまでに何をするのが分かりにくい。電子決裁やシステム連携機能といった市内部情報系システムはどの程度進捗しているのか。
 - ・木津川市スマート化宣言として取組みを打ち出しているが、今までの状況をみると電子化・デジタル化は個別にやると進みが遅く、ある程度の自治体の共同運用として取り組まないと、取り残される事例が多くある。自治体単位ではなく、京都府自治体情報化推進協議会等の市町村共同で進めていったほうが良いのではないかと。
- 京都府・近隣市町村等の他団体との共同取組状況を教えていただきたい。
- ・電子申請・届出可能な事務を洗い出し、13件提示いただいているが、今後導入可能な事務はどれくらいあるのか、それにより取組みがどれくらい進んでいるのか判断したいため、リストの提供をお願いしたい。
 - ・児童手当関係も電子申請が可能であるが、令和2年度は申請実績がない。どのように周知をしているのか、具体的な例を挙げて説明いただきたい。反対に利用が進んでいる申請の成功要因・取組み等を比較することにより、利用が進まなかった原因を把握したいため、児童手当と利用が進んでいる事務の案内等のやり方がわかるものを示していただきたい。また、今まで取り組んでいなかったものを進めていくにあたっての一般的な周知方法、利用促進施策について教えていただきたい。
- ⇒それぞれの委員からの意見等については、内容を整理し可能な限り資料を準備したいと考えます。なお、個別にスマート化宣言を行わなくてもよいのではとのご意見を頂戴しましたが、京都府自治体情報化推進協議会は、参画している団体の合議により取組みを決定する仕組みと聞いています。現在、国においてデジタル庁を創設し、基幹業務システムの統一化・共同化等が進められようとしています。同協議会構成団体の中でデジタル化の推進には団体によって温度差があるようです。本市は推進する立場である中、他の都道府県など先進的に取り組む団体がある一方で、京都府下では取組みが進まないといったことも懸念されます。できることは率先して取り組んでいくため、スマート化を宣言するとともに、本年4月からはCIO補佐官と情報系に長けたマチオモイ部参事を外

部から任用するなどデジタル化を推進するものです。

- ・児童手当、不在者投票は以前から電子申請が可能でしたが、利用がないことについて、担当課で原因を掴んでいるようであれば確認させていただきます。
- 市役所での地方税納付書のチェックは手間がかかり、銀行でも口座振替を勧めているが、いまだに改善できていない部分がある。日経新聞に総務省が複数事業者のQRコードを取りまとめ、統一QRコードを2023年度からの導入を決定し、取組みを進めているといった内容の記事があったが、これに対する木津川市の動向はどうか。
- ・また、口座振替について、奈良県の一部の市では納付の多い4～6月に絞り、口座振替への切り替えキャンペーンを行ったところ、率が上がった実績があるため、来年に向け木津川市と南都銀行が協力していければと考えている。
- ⇒税の納付については、電子化の検討に加え、口座振替の件数増加によって業務効率化が図れるものとして担当課においても取組みを推進するものであり、協力をお願いしたい。
また、統一QRコードの件は承知していませんが、内容を確認するなかで必要な取組みを進めていければと考えています。
- マイナンバーカードの交付件数はどの程度の割合になっているか。マイナンバーカードは電子化の基礎と考えており、交付枚数の推移について確認したい。
- ⇒マイナンバーの交付枚数等の詳細について資料を持ち合わせておりませんが、昨年度からイオンモール高の原にマイナンバーセンターを開設したことにより申請件数が増加したと聞いています。令和4年度末にほぼ全ての国民にマイナンバーカードを交付するという国の目標がある中で、本市においてもマイナンバーセンターを中心に取り組んでいます。交付件数の推移・今後の見通し等の資料について用意させていただきます。
- 京都府自治体情報化推進協議会に参画したら、かえって遅れてしまうかもしれないといったことは、現状をよく反映しているのでは。個別に進めていくしかないのか。
- ⇒各市町村が個別にシステムを調達し、カスタマイズして数年に一度更新をするなど莫大な費用が掛かることに対して、従前より協議会が中心となって京都府下の基幹系システムを統一しておりましたが、今後は国が統一したフォーマットを導入する流れとなっていくなかで、協議会としてどのように進められるのか不透明な部分はあります。いずれにしても流れに乗り遅れないよう、率先して進めていくことを市長が指示されており、電子化に向けて積極的に取り組んでいます。
- 電子申請・届出システムの推進にあたり、市民の利便性向上と業務負荷の軽減が題目であり、業務の効率化・生産性の向上を行い、人員の削減に繋げることが本来の主旨だと考えている。こうした中で、意見のとお

り、市全体像として将来どうしていくが必要になってくる。添付資料は過去の取り組みについて示しており、2～3年後にどうしていくのか具体的な将来像が見えない。業務や制度の見直しの中で電子申請のシステム化にどのように取り組んでいくのか。主だった項目の具体的な将来像を2～3項目程度で良いので挙げていただきたい。

⇒資料により、大枠のロードマップを示していますが、具体例を挙げた将来像をお示しできるか、担当課へ確認いたします。また、資料には記載していませんが、電子決裁等のスマート化に資する新たな取り組みについても行動計画項目として追加しています。

○オンライン化について、導入可能なものに取り組むことはもちろんだが、それ以上に市民の要望・ニーズがあるものに取り組んでいくことが重要である。たとえば、小・中学校における連絡先や健康状態等の報告、アンケートや公共施設の予約等は紙ベースで提出が必要であり、オンライン化に取り組むべきと考えているが、市民ニーズはどのように把握しているのか。

○市民ニーズとの整合性を図るといった取り組みの根拠となる視点が欠けており、電子化することが目的として先に来ているのではないか。

№. 65 「外郭団体の見直し（公園都市緑化協会）」

評価項目に対する課題・論点整理・追加資料に係る意見・質疑応答

- 外郭団体の位置づけとしては、市民ニーズに対し行政ではカバーできない専門的分野で、行政の補完的な役割を持つ機関という認識で良いか。
- ・団体の設立以来、相当年数が経過し社会経済情勢が変化している中で、事業そのものの必要性に変化はないか。法人が実施している事業の必要性・市民ニーズはあるのか。
 - ・財政状況を見ると、市からの公園樹木等維持管理委託料が経常収益の99%を占めているが、一部の公園緑地の維持管理のみを法人に委託しているのは稀であり、木津町時代から同様の運営をしているのか、運営方法はどうなっているのか。
 - ・公園都市緑化協会定款（以下「定款」という。）第4条に緑化基金の造成、管理・運用が規定されているが、基金は地方自治法に基づく運用を行わなければならないが、木津川市に基金条例が制定されていない。適切に運用されるべきではないか。
 - ・定款第26条では常勤の理事に報酬が支給できる旨を規定しており、令和2年度事業決算報告書によると役員報酬として3,597,000円が計上されているが、常勤の理事とはどういった方が何を担当して仕事されているのか。また、法人の報酬規程をみると、平成31年4月1日付けで報酬が300万円から400万円に改定されているが、この改正理由及び報酬額の算定基準は何か。役員報酬について、団体のホームページにある正味財産増減計算書を確認すると、平成24年から平成30年度までは概ね270万円となっていたが、令和元年度から320万円、令和2年度には357万

7千円へと引き上げられたことが気になる。

- ・市の関与のあり方として、昨年度外部評価対象項目であった緑と文化・スポーツ振興事業団の際にも意見を述べたが、3町合併時における合併協議会の協定項目を確認すると、共通団体は整理統合すると記載されていた。なぜ他団体と統合せず今に至っているのか。現状の状態が続けていくのであれば、市の委託料による運営に頼るのではなく、自主事業の拡大等を図っていくべきでは。団体としての公共性、専門性を高めていく長期展望を明確化すべきである。

- ・市の立場として、行政運営の目的達成への貢献度への評価視点（必要性・効果が財政負担を上回っているかなど）が必要ではないか。

○団体の定款上の目的に「この法人は、地域高齢者の健康増進、福祉増進を図り、実益を兼ねた有意義な生活リズムを保持するため、民有地の緑化及び公園緑地等の整備により緑地保全を促進し普及啓発を行うことにより、～」とあり、当該団体の実施している緑化事業は高齢者の健康増進や福祉増進をするための手段となっている。しかしながら、実際の事業報告書をみると、高齢者の健康増進・福祉増進が伝わってこない内容であり、目的の達成状況はどうなっているか、可能であれば定量的・数値的に可能なものを示しながら説明をお願いしたい。

- ・外部評価調査票調査事項①の定量評価の進捗度において、「収支については黒字が続いており、～」と記載されているが、令和2年度は赤字であるため確認してほしい。

○定款第4条第1号には「地域高齢者を活用し福祉増進のため、都市公園等の維持・管理業務の事業」と規定されているが、シルバー人材センターをはじめとする事業目的が似通っている外郭団体と、今後何らかのコラボレーションや合併をしていく必要があるのではないか。

- ・また、親睦会的な要素が若干あると個人的に考えており、受託業務を行う場合において、作業中に事故した場合の補償や労災が適用されないなど会員のリスクが高い等の問題がある。こうしたことを踏まえ、今後当該事業を進めていく必要があるのかという視点で確認することも必要ではないのか。

⇒法人の目的、活動の内容について、事業報告書以外に具体的にご指摘いただいているものが資料として提出できるか、担当課もしくは公園都市緑化協会へ確認します。

シルバー人材センターや緑と文化・スポーツ振興事業団との兼ね合いとして、緑化の推進や高齢者の福祉増進等がオーバーラップしているところのご指摘については、それぞれの役割等が分かるよう可能な限り資料を整理したいと考えます。

緑化基金について、ご指摘のとおり木津川市が基金を造成するには条例を定める必要がありますが、「木津川市公園都市緑化基金」については、公益財団法人公園都市緑化協会が定款に基づき造成しているものであり、木津川市自体が造成しているものではありません。地方自治法の

規定（第241条第1項）は普通地方公共団体（都道府県・市区町村）が対象であり、公益財団法人が基金を造成することはこれに当たらないため、条例制定の必要はないと認識しております。京都府内においては地方公共団体が都市緑化基金を造成しているケースが少なく、緑化協会等が独自で設置しているケースが多く、大阪府や愛知県の団体では逆に市が条例を制定し運用していることが多い傾向にあるなど、都道府県によって取り扱いが異なっているようです。

- 木津川市緑化友の会について、木津川市からの委託を受けた対象公園の維持管理を会員に賃金を支払い作業いただいているシステムであり、ホームページ上に作業内容・時間・賃金が規定されているが、労働基準法の対象とならないのか。どのような契約となっているのか確認したい。
 - その点については、シルバー人材センターと同様に労働基準法の対象ではなく、最低賃金も適用されない。
- ⇒緑化協会内での作業の流れが確認できるような資料を準備させていただきます。

№.73 「放課後児童クラブの運営方法の検討」

評価項目に対する課題・論点整理・追加資料に係る意見・質疑応答

- 民間事業者から参考見積を徴取したとのことだが、見積条件・手法について、現状の市の運営方法をそのまま民間に委託した際の金額なのか、事業者のノウハウに委ねた運営条件に基づく金額なのか確認したい。
- ・児童クラブを一括して指定管理した場合の見積徴取としているが、他自治体のように児童クラブごとに直営・指定管理を分けることはできないのか。
- ・指定管理者制度は運営の効率化や事業等の削減効果以外にも、民間のノウハウを導入することによる質的向上に繋がるため、金額面だけで判断することには検討の余地がある。
- ・児童クラブ支援員は、特定時間だけの勤務であることから、人材確保が困難な状況である。支援員資格のある方は、市の財政負担が増えても労働環境を改善していかなければ、今後さらに運営が厳しくなることから、国の処遇改善等事業の活用、また、他都市でも取り組みが進められているように、年間を通して安定した職としてのフルタイム雇用化など、支援員の雇用条件改善に向けた検討も必要ではないか。
- ・ローテーションによる不規則なシフトや夏休みなど勤務の自由度が低く、短時間勤務で安定した収入が得られないなど、これからの課題である。
- ・児童クラブでは複数学年の児童が混在し、大人数の割に支援員は必要最低限の配置であり、児童・支援員ともに負担が大きい状況にある。
- ・木津川市においては子育てに重点を置く政策から、一律に開所時間を延長しているが、子どもを長時間預けることを助長することが懸念される。延長料金を30分毎ではなく5分ごとと細かく設定するなど、可能な

	<p>限り子どもを早く迎えに来ていただくことを基本的な姿勢・考え方にすることも必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基準では、一支援単位を構成する児童数を概ね40人以下と規定しているが、木津川市条例・規則・内規等で独自基準を設けているのか。 ・児童・保護者の安全・安心の観点から出退所システムの導入予定はあるのか。 <p>○指定管理の見積徴取を行った結果、直営と比較し1億6千万円増となったとされているが、可能であれば現在の運営コスト・指定管理の運営コストを示してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブを利用していた際の実感として、非常に安価な利用料金設定であると考えているが、コストに対する使用料総額と受益者負担額の割合はどの程度か。また、昨年度の委員会において、市としての受益者負担額の見直しに取り組んでいるとされていたが、放課後児童クラブのあるべき受益者負担割合はどの程度に設定しており、現状との乖離や今後料金をどうしていく予定なのか、木津川市の方針として見直し予定があるのかなど確認したい。 <p>○指定管理の見積徴取によるコスト増については、主に人件費が要因であると考えているが、詳細を確認したい。指定管理と委託の条件が異なれば、働き手が集まらず、有利な人材を雇用できない可能性があるため、こうしたことを前提としておかなければならない。</p> <p>⇒指定管理の見積徴取を行ったのが2～3年前であり、現在に置き換えてのコスト比較が必要でしょうか。それとも、当時のコスト比較でよろしいでしょうか。</p> <p>○見積徴取時点での比較資料で問題ない。</p> <p>⇒料金の見直しや受益者負担の考え方については、担当課に確認の上、改めて整理したいと考えます。</p> <p>○木津川市における児童クラブの開所時間は、平日が下校時から午後6時、長期休業期間等は午前8時から午後6時までとなっており、全国的な運営方法においては平日3時間、土日等の長期休業時は午前9時から午後5時の8時間を基本としている。開所時間の延長に伴いコスト増となるが、近隣市町村の開所時間はどうなっているのか。</p> <p>⇒近隣市町村の開所時間の一覧を整理します。</p> <p>○木津川市は直営方式を選択しているが、京都・奈良市では社会福祉法人が運営しているこども園等の民間施設で学童クラブといった形で委託をしている事例もあり、同様の選択は過去においてもなかったのか。</p> <p>⇒市内にある民間の認定こども園5施設において、放課後児童クラブ対象の児童を受け入れていただいておりますが、入会や料金徴収の手続きは直接、利用者と民間施設で行い、市は要綱に基づき運営に必要な経費を補助する形態となっております。</p>
--	---

議事全体への意見等について

◎全体を通して、最後に意見等があれば発言願いたい。

○行動計画（令和2年度末時点）において進捗が遅れている項目については、令和3年度での進捗状況を確認し、委員会へ報告願いたい。

・No.15 「会計年度任用職員の導入」

適正な運用がされているか、更なるワーキングプアを生み出さないようにしているのかなど、木津川市の制度運用が本来の趣旨に基づき実施されていることを説明してほしい。

・No.21 「電子申請・届出システムの推進」

電子申請・届出システムは、市民・事業者・その他関係者とのインターフェースが上手くできなければ推進に繋がらない。基本的な考え方、枠組みとして「誰が、誰に対して、何を効率化するのか、電子化におけるメリットは何か」がバラバラで見えにくい。この点が今回の論点整理で各委員から一番多く意見が出たところであり、この整理がなければシステムが個別に出てきてコスト高につながる懸念がある。

・No.65 「外郭団体の見直し（公園都市緑化協会）」

公園都市緑化協会は、もともと高齢者福祉的な意味合いもあり、木津町時代から地域活動を行い、公益財団法人化し市の業務との関りで活動を継続している。公益財団法人はその財産を公益目的に使用しなければいけないという基本的な使命を持っており、公益財団法人を所管する京都府からも厳しく指導されているが、ボランティア的に活動を継続している側面と、公益財団法人化したことによる社会的な責任とのバランスを中長期的にどう考えていくのかが非常に大きな課題であり、市民、特に高齢者のよりどころになっているのであれば、こうした機能をしっかりと位置付けていく必要があるし、都市緑化が必要であればその意義が強調されて然るべきであり、いずれも極めて中途半端な状況になっているのではないか。外部評価において、この件についてどこまで議論できるかわからないが、市の委託事業により団体が存続していることから、このまま放置すれば市の責任が問われる可能性があることを留意いただきたい。

・No.73 「放課後児童クラブの運営方法の検討」

放課後児童クラブは、社会的必要性が極めて高く、保護者からのサービス向上の声がある一方で、子どもたちの保育を考えた際に一番良い方法は何かといった議論がある。教育・保育といった考え方と、時間や学習、指導員等の対応を含め、公立や民間でどういったサービス内容が提供されていくのが良いのか、質的に評価しなければいけない。

◎行財政改革の主旨をどう位置づけ直すか、大きな隠れた課題である。国

	<p>の行財政改革は効率化と市場化を中心に進めてきたが、今般の会計年度任用職員や働き方改革等は今までの方向性と異なり、政策が錯綜している状態に感じる。木津川市は特に合併団体であり、今まで交付税合併算定替終了に応じたコスト削減に注力してきたが、一本算定となった現在は今後の展望としての行財政改革の柱を立て直さないといけない。</p> <p>○N o. 6 3 外郭団体の見直し（社会福祉協議会）について、市から団体に対し補助金が交付されているが、補助金額の算定根拠は何か。</p> <p>⇒社会福祉協議会との間で一定の基準を定めており、基準に基づき補助金を交付しています。なお、交付にあたっては、団体からの申請、実績報告を受け、それを担当課で確認しています。</p> <p>3. その他</p> <p>(1) 令和3年度第2回・第3回委員会の日程について</p> <p>◎第2回・第3回委員会については、事前の日程調整により下記のとおり開催するとの報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会 日時：令和3年10月21日（木）午後2時～ （第1回外部評価） 場所：木津川市役所5階 全員協議会室 ・第3回委員会 日時：令和3年11月16日（火）午後2時～ （第2回外部評価） 場所：木津川市役所5階 全員協議会室 <p>(2) 委員会での公印（会長印）の取扱い等について</p> <p>◎押印の見直しに伴い、行革大綱の諮問に対する答申や外部評価報告書等の特に重要な文書を除き、事務的な通知については公印（会長印）を省略するとともに、郵送によらずメールにて通知することについて事務局から提案があり、了承した。</p> <p>4. 閉 会</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>外部評価対象項目に関する課題・論点や資料の追加がある場合は、会議後2週間を目途として事務局までメールにて連絡する。</p>